

三鷹市暴力団排除条例

(目的)

第 1 条 この条例は、三鷹市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、安全安心のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団関係者による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、警察その他の関係機関の連携及び協力により推進するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察その他の関係機関との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 5 条 市民及び事業者は、第 3 条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為

を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、警察その他の関係機関に当該情報を提供すること。
- (2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(市の行政対象暴力に対する対応方針の策定等)

第6条 市は、行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、市又は市の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、当該市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他関係者が暴力団関係者でないことを確認する等、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置する公の施設における措置)

第8条 市長、教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、公の施設の利用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず当該利用を承認せず、又は当該利用の承認を取り消すことができる。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察その他の関係機関と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察その他の関係機関と連携し、市民及び事業者に対して、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第11条 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が、青少年に対し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることを防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずることができるよう、警察その他の関係機関と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及び事業者の安全確保のための措置)

第12条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団若しくは暴力団関係者から危害を受けるおそれがあると認めるとき、又は暴力団関係者の祭礼、興行その他の公共の場所における行事への関与その他の暴力団関係者がその所属若しくは関係する暴力団の威力を示して行う行為により、市民及び事業者に迷惑をかけ、若しくは危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察に対し、市民及び事業者の安全安心を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。